

## 令和8年度介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

### （目的）

第1条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも介護施設等が必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として、介護施設等に対して食料品の購入に必要な費用等を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （補助対象事業所・施設）

第2条 補助対象事業所・施設および事業所・施設等の種別は次のとおりとする。

#### （1）補助対象事業所・施設

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等

#### （2）事業所・施設等の種別

- ①介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護医療院
- ④地域密着型介護老人福祉施設
- ⑤短期入所生活介護事業所
- ⑥養護老人ホーム
- ⑦軽費老人ホーム

### （補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、食材料費等とする。

### （補助金額）

第4条 補助金の交付額は、施設ごとに、基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額から昨年度の既交付額を除いた額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※基準単価は1定員当たり18,000円とする。

※定員数は令和7年4月1日時点の定員により判断する。

### （交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、介護施設等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請兼実績報告書（別記様式第1号）および関係書類を添えて提出するものとする。

る。また、申請は1施設当たり1回限りとする。

（申請の期限）

第6条 交付申請期限は、知事が別途定めるものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

（1）事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（2）事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに実施状況を知事に提出しなければならない。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第9条 補助金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（標準事務処理期間）

第10条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 第5条の規定に基づく交付申請兼実績報告書および第11条の規定に基づく仕入れ控除税額報告書の提出について、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 13 条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 6 日から施行する。